

# 都道府県循環器病対策推進計画の策定にかかる指針

## 第1 趣旨

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（平成30年法律第105号。以下「基本法」という。）が平成30年12月に成立し、令和元年12月に施行された。

今般、政府においては基本法第9条第1項の規定に基づき、令和2年10月27日、「循環器病対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を閣議決定したところである。

基本法では、都道府県は、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、当該都道府県における循環器病対策の推進に関する計画（以下「都道府県計画」という。）を策定しなければならないとされている。

各都道府県が都道府県計画を策定するにあたっては、基本計画に記載されているとおり、都道府県循環器病対策推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）等への循環器病患者等の参画をはじめとして、関係者等の意見の把握に努め、循環器病対策に反映させることが重要である。

また、都道府県計画は、基本法第11条第3項の規定に基づき、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画（以下「医療計画」という。）や健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第1項に規定する都道府県健康増進計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）等の関係する諸計画との調和が保たれたものとする必要がある。

さらに、基本計画に基づき、国・地方公共団体・医療保険者が連携して、保健、医療及び福祉の業務に従事する者の意見を踏まえつつ、国民と一体となって取組を進める必要がある。

以下、「第2 都道府県計画の内容」、「第3 都道府県計画の策定と見直し」において、都道府県計画の策定に関する事項を示すので参考とされたい。

## 第2 都道府県計画の内容

都道府県計画は、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、医療計画、都道府県健康増進計画、介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画、消防法（昭和23年法律第186号）第35条の5第1項に規定する実施基準その他の法

令の規定による計画等であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和を図ること。この際、これら計画等の記載事項は都道府県が講じるべき基本的な基準を示したものとして捉えつつ、下記「第3 都道府県計画の策定と見直し」に係る事項に基づき、地域の特性に応じた自主的かつ主体的な措置を盛り込むよう努めること。

### 第3 都道府県計画の策定と見直し

#### ①関係者等の意見の把握

都道府県計画の策定を行うため、都道府県協議会等、循環器病対策について議論する体制を整備する。都道府県協議会等には、循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者、救急業務に従事する者、循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者、学識経験のある者その他の都道府県が必要と認める者が参加すること。また、基本法の趣旨を踏まえ、医療保険者などの参画等を検討すること。

循環器病患者等の参加にあたっては、循環器病患者等がきちんと議論に参加出来るよう十分な情報提供と解説などの支援を行う必要がある。また、必要に応じて専門事項について議論する体制を整備する。この際、都道府県協議会等と緊密に連携することが重要である。

なお、都道府県協議会等での議論以外にも、タウンミーティングの開催、患者・住民へのヒアリングやアンケート調査、パブリックコメントの実施等により、患者・住民の意見を反映させるよう努めること。

#### ②循環器病対策の課題の抽出

都道府県は、都道府県計画を構築するにあたって、地域の循環器病による死亡・罹患の状況、患者動向、医療資源等の情報等を収集し、現状を把握する必要がある。この際、公的統計等により入手可能な情報以外にも、必要に応じ、独自調査やデータの解析などを積極的に行い、活用することが重要である。

把握した現状を分析し、各都道府県における循環器病対策の課題を抽出する。

#### ③課題解決に向けた施策の立案及び目標の設定

抽出された課題を解決するために、具体的な方法を論理的に検討し、できる限り実効性のある施策を盛り込むとともに、各々の施策と解決すべき課題との連関を示すことが重要で

ある。その際には、ロジックモデル<sup>1</sup>などのツールの活用も検討する。

施策の立案及び目標の設定に当たっては、抽出した課題をもとに地域の実情に応じて、最大限に患者の利益に反映されるものとなるよう留意されたい。

#### ④都道府県計画の策定と進捗状況の評価

都道府県は、①～③の手順を踏まえ、都道府県計画を策定し、住民に公表し周知する。

計画の実効性を高めるためには、施策の成果と進捗状況に関する評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが必要である。また、都道府県計画においては、医療計画で設定している評価指標<sup>2</sup>を活用するなど、可能な限り成果及び施策の評価指標を設定し、施策や事業の結果(アウトプット)のみならず、住民の健康状態や患者の状態(成果(アウトカム))に対してどれだけの影響(インパクト)を与えたかという観点(アウトカムベースのインパクト評価)等から施策及び事業の評価と改善を行う仕組み(PDCAサイクル<sup>3</sup>等)を、政策循環の中に組み込んでいくよう努めることが求められる。

都道府県は、目標の達成状況や施策の進捗状況を把握し、循環器病対策の課題を抽出し、解決に向けた施策の策定等、必要に応じて計画の見直しを行う仕組みを組み込んでいくことが重要である。

国は、基本計画の進捗状況を把握し、評価を行う。その際、個々の取り組むべき施策が個別目標の達成に向けて、どれだけの効果をもたらしているか、施策全体として効果を発揮しているかという観点から、可能な限り科学的・総合的な評価を行い、その評価結果を踏まえ、課題を抽出し、必要に応じて施策に反映するものとしている。

このため、国において、都道府県における循環器病対策の成果と進捗状況に関する調査を行うことを予定しているので、協力方よろしくお願ひしたい。

---

<sup>1</sup> 政策分野の目標である長期成果(分野アウトカム)を設定した上で、それを達成するために必要となる中間成果(中間アウトカム)を設定し、当該中間成果(中間アウトカム)を達成するために必要な個別施策を設定するなど、施策が目標とする成果を達成するに至るまでの論理的な関係を体系的に図式化すること。

<sup>2</sup> 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(平成29年3月31日付け医政地発0331第3号)の「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」において、指標をアウトカム指標(住民の健康状態や患者の状態を測る指標)、プロセス指標(実際にサービスを提供する主体の活動や、他機関との連携体制を測る指標)、ストラクチャー指標(医療サービスを提供する物的資源、人的資源及び組織体制、外部環境並びに対象となる母集団を測る指標)に分類し、活用することとされている。

<sup>3</sup> 「PDCAサイクル」とは、事業活動における生産管理や品質管理等の管理業務を円滑に進める手法の1つ。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善することをいう。